令和３年度相談支援の充実を図るための研修【立ち上げ支援】

実施要綱

１．目　的

障がいのある本人の意向に沿ってケアマネジメント支援を行う相談支援は、地域生活支援の基盤と言えます。しかしながら、慢性的な相談支援専門員不足が深刻化しており、一人ひとりに相談支援専門員が確保できず利用者のサービス利用に影響が出ている状況です。

本研修は、障がい福祉サービスを利用するすべての者に相談支援専門員による支援ができるよう、相談支援事業所の立ち上げ（開設）を支援し、地域における相談支援のさらなる充実を図ることを目的とする。

２．主　催

西部障害者自立支援協議会

３．開催日時

令和４年３月２５日（金）　13:00～17:00

４．会場

オンライン（ZOOM）

５．内容

別紙（プログラム）参照

６．受講対象者

（１）指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所相談支援事業所の開設に向けて指定申請を予定している者

（２）指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所相談支援事業所の開設を検討している者

（３）その他、指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所相談支援事業所の開設に関心のある者

７．オンライン

・研修はオンラインで実施致します。

・使用するツールは「Zoom」（Web 会議システム）となります。

・「Zoom」で研修を受講するためには、インターネット環境及び、マイク、カメラ機能のあるパソコンが必要です。

・事前の動作確認を令和４年３月２３日（水）１３時～１５時に予定しています。
それまでにパソコンでのオンライン研修の受講ができる環境をご用意下さい。

８．定　員

３０名

※定員を超えて受講をお断りしなければならなくなった場合のみご連絡いたします。

※西部９市町村の事業となりますので、定員を超えた場合は西部地域の申込者を優先して受講していただくことになります。予めご了承下さい。

９．受講料

無　料

※ただし、西部９市町村以外の受講者については、受講料として 500 円をいただきます。

10．受講申込方法及び申込期限

（１）別紙の申込用紙に記入していただき、下記の申込先にファクシミリ、メール、郵送でお申し込み下さい。

（２）申込期限：令和４年3月22日（火）　必着

11．申込先

米子市障がい者基幹相談支援センター

米子市加茂町１丁目１番地（米子市障がい者支援課内）

電話（０８５９）３６－９３４８　fax（０８５９）２３－５３９３

メール　kikansoudan-c@sea.chukai.ne.jp